

足場の組立て等の業務に係る 特別教育ご案内

青森労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会 青森県支部
(略称：建災防)

1. 目的

足場からの墜落・転落災害防止対策について、平成27年3月に労働安全衛生規則の一部が改正され、平成27年7月1日から施行されました。

主な改正の内容としては、①足場の組立て等の作業に係る業務に就く者への特別教育の義務化 ②足場の組立て等の作業時の墜落防止措置等の強化 ③作業床の墜落防止措置の強化 ④元請等の点検義務化などです。

当支部では、事業者に代わって受講を希望する者を対象に本教育を実施しておりますので、この機会を逃さず有資格者の充足を図られますようご案内いたします。

※上記教育の修了証を既に取得されているのに再び受講される方がおりますので、今一度、受講の有無についての確認をした上で、お申込み下さいますようお願いいたします。

2. 受講対象者

足場の組立て・解体又は変更の作業に係る業務に従事する者。

※下記に該当する者は、本教育の受講を省略することができます。

- ① 足場の組立て等作業主任者修了者
- ② 建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した者、居住システム系建築科又は居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した者等足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号に掲げる者
- ③ とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者
- ④ とび科の職業訓練指導員免許を受けた者

※平成29年7月1日以降は、それ以前に作業経験を有している者であっても本教育修了者でなければ作業に従事できません。

3. カリキュラム

- ①足場及び作業の方法に関する知識（3時間）
- ②工事用設備・機械・器具・作業環境等に関する知識（30分）
- ③労働災害の防止に関する知識（1.5時間）
- ④関係法令（1時間）

4. 申込方法等

- (1) 受講申込書 (所定の申込書に必要事項を記入の上、捺印のこと。)
- (2) 写真 1 枚 (胸上タテ 3.6cm×ヨコ 2.4cm、1 年以内に撮影し無帽・無背景のもの。)
- (3) 受講料 (前納制です。実施分会の窓口か、又は現金書留にて納付すること。)
- (4) 1 回あたりの受講定員は 50 名とし、講習開始の 7 日前までにお申込み下さい。
また、締切日以前であっても定員に達した場合は、受付を締切りますのでご了承下さい。

※受講定員に満たない場合は、受講を延期又は中止することもありますのでご理解下さい。
のでご注意下さい。

5. 受講料

	教育時間	計	内 訳	
			受講料 (税込)	テキスト代 (税込)
会 員	6 時間	7,640 円	7,000 円	640 円
非会員		9,800 円	9,000 円	800 円

6. 開催日時及び会場

日 時：平成 30 年 7 月 18 日 (水) 午前 9 時～
会 場：株式会社下北建設センター 2 階大会議室

7. 修了証

本教育を修了された方には、「足場の組立て等特別教育修了証」を即日交付いたします。

8. その他

- (1) 電話による申込み予約等はありませんのでご容赦下さい。
- (2) 開講 1 週間前の取消し又は欠席した場合は、受講料等はお返しいたしません。
- (3) 受講申込書は、支部及び各地区の分会又は当支部ホームページにて入手できます。
建災防 青森県支部 (<http://www.aokenkyo.or.jp/kensaibou/>)
- (4) 開催の日時及び会場については、お間違いのないようご注意下さい。
- (5) 受講当日は、時間厳守といたします。

※業務規程により受講時間が定められていますので、遅刻・途中退席された方や講義中での居眠り・携帯電話の操作等は講義の妨げとなることから、受講若しくは修了証を交付できない場合もあり得るので予めご承知下さい。

- (6) 講習会場によっては、駐車場に車を止めることができない場合もあります。

9. お問い合わせ・申込み先

◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 下北分会

〒035-0073 むつ市中央二丁目3-45

(株)下北建設センター内

TEL 0175-24-1016

FAX 0175-24-1688

